2	削除

［3～18　略］

［4　略］

2	(1)　千葉県成田市大字古込字込前133　(67.99) (2)　千葉県香取市山倉字東ノ台873－2　(76.00)	北緯35度46分09秒東経140度23分11秒の地点と北緯35度46分23秒東経140度26分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［3～18　同左］

［4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十二　平成二十六年総務省告示第三百七十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
［1・2　略］ 3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～12　略］		
13	(1)　長野県松本市深志３－10－1　(628.50) (2)　長野県松本市大字岡田町字溝入868－２－35　(905.00)	北緯36度13分52秒東経137度58分27秒の地点と北緯36度16分28秒東経137度57分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4　略］		

改正前		
［1・2　同左］ 3　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～12　同左］		
13	(1)　長野県松本市深志３－10－1　(628.50) (2)　長野県松本市大字岡田町字溝入868－２－35　(905.00)	北緯36度13分52秒東経137度58分27秒の地点と北緯36度16分28秒東経137度57分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　大阪府大阪市中央区大手前３－１－43　(80.00) (2)　大阪府大阪市住之江区南港北１－14－16　(242.60)	北緯34度41分04秒東経135度31分05秒の地点と北緯34度40分51秒東経135度30分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度40分46秒東経135度30分26秒の地点と北緯34度40分44秒東経135度30分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度40分36秒東経135度30分04秒の地点と北緯34度40分35秒東経135度30分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度40分32秒東経135度29分54秒の地点と北緯34度38分32秒東経135度25分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。